岩手県地域防災計画(火山災害対策編) 新旧対照表

(案)

目 次

第1章 総則	
第 6 節 🛭	5災関係機関の責務及び業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第7節 県	具土の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第2章 災害	予防計画
	象業務整備計画 · · · · · · · · · · · · · · · · 5
第20節事	業継続対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	芯急対策計画
第1節 活	動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第2節 火	山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画
	報広聴計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	害救助法の適用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
	発難・救出計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 19 節 医	孫・保健計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
	「急仮設住宅の建設等及び応急修理計画······30
第 26 節 行	「方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画························31

頁		現計画		修正案
3-1-2	第6節 防	5災関係機関の責務及び業務の大綱	第6節 『	方災関係機関の責務及び業務の大綱
	第1 [略]		第1 [略]	
	第2 防災関	係機関の業務の大綱	第2 防災関	関係機関の業務の大綱
	1 [略]		1 [略]	
	2 指定地方	7行政機関	2 指定地方	5行政機関
3-1-3	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
	東北経済	(1) 工業用水道の応急 <u>・</u> 復旧対策	東北経済	(1) 工業用水道の応急復旧対策
	産業局	に関すること	産業局	に関すること
		(2)(3) [略]		(2)(3) [略]
	関東東北	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、	関東東北	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、
	産業保安	火薬類等の保安対策 <u>及び応</u>	産業保安	火薬類等の保安対策 <u>及び応</u>
	監督部	<u>急復旧対策</u> に関すること。	監督部	急復旧対策 に関すること。
	〔東北支	<u>(2)</u> 鉱山に関する災害の防止に	〔東北支	(2) 電気、都市ガス等の応急復旧
	部〕	関すること。	部〕	対策に関すること。
		(3) 鉱山における災害応急対策		(3) 鉱山に関する災害の防止に
		に関すること。		関すること。
				<u>(4)</u> 鉱山における災害応急対策
				に関すること。
	[略]	[略]	[略]	[略]
3-1-4	仙台管区	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u>	仙台管区	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の
	気象台	その成果の収集 <u>、</u> 発表に関す	気象台	観測 <u>並びに</u> その成果の収集
	〔盛岡地	ること。	〔盛岡地	<u>及び</u> 発表に関すること。
	方気象	(2) 気象、地象(地震にあっては、	方気象	(2) 気象、地象(地震にあっては、
	台〕	発生した断層運動による地	台〕	発生した断層運動による地
		震動に限る) <u>、</u> 水象の予報 <u>・</u>		震動に限る <u>。</u>) <u>及び</u> 水象の予
		警報等の防災情報の発表、伝		報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の
		達及び解説に関すること。		発表、伝達及び解説に関する
				こと。
		(3)(4) [略]		(3)(4) [略]
		(5) 防災気象情報の理解促進 <u>及</u>		(5) 防災気象情報の理解促進、防
		<u>び</u> 防災知識の普及啓発に関		災知識の普及啓発に関する
		すること。		こと。
	[略]	[略]	[略]	[略]
	東北地方	(1)~(4) [略]	東北地方	(1)~(4) [略]
	環境事務		環境事務	(5) 愛玩動物の救護活動状況の
	所		所	把握、関係機関との連絡調整
				や支援要請等及び救護支援
	E-4-3		F=4:3	の実施に関すること。
	[略]		[略]	
	3、4 [略]		3、4 [略]]

3-1-6	5 指定地方	5公共機関	5 指定地方	5公共機関
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
3-1-7	(一社)岩	(1) 災害時における愛玩動物の	(一社)岩	(1) 災害時における愛玩動物の
	手県獣医	応急治療及び保護に関する	手県獣医	応急治療及び保護 <u>・管理</u> に関
	師会	こと。	師会	すること。
修正	O 「人と	ペットの災害対策ガイドライン(環境	省)」の改定に	こ伴う修正
	○ 「災害	時における動物の救護活動に関する協	[8定書] 内容の	反映
理由	○ 所要の	 		

火川災 書	野	修 正 案							
3-1-9	第7節 県土の概況								
0 1 0	第7副	1、2 [略]							
	1、2	3 地勢、地質							
	3 地勢、地質 (1) ~ (3) [略]	(1) ~ (3) [略]							
3-1-10	(4) 火山	(4)火山							
0 1 10	(*/ ヘロ ア 県内の活火山	アー県内の活火山							
	○ [略]								
	火山名 火山周	火山名 火山周辺市町村							
		大田石 大田/号及17·5/1							
	[略]	[略]							
	栗駒山 一関市、	栗駒山 一関市							
	奥州市	大河山							
	<u> </u>	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _							
3-1-11	1 「哈」 ウ 予測される火山	カー L曜」 ウ 予測される火山災害							
- 1 11	災害								
3-1-12		○ 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりであ							
		<u>る。</u>							
		<u>~。</u> (資料編1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ(平成30年作成)による)							
		①噴火規模・態様							
		態様							
		水蒸気噴火 約4千年前の噴火の最大規模を参考に							
		同程度 (火山灰の噴出量230万㎡)							
		マグマ噴火 過去約1万年間の噴火の最大規模を参							

		②火山	噴火の)現象									
		態様	噴火火砕物(火山灰)	噴石	溶岩流・溶岩ドーム	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流	火口噴出型泥流	火山ガス	強酸性水の流下	巨大地すべり・山体崩壊
		水蒸気噴火	<u>O</u>	<u>O</u>	Ξ	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>		<u>O</u>	<u>O</u>	0	<u>O</u>
		マグマ噴火	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>	0	<u>O</u>	0	0	<u>O</u>	<u>O</u>	0	<u>O</u>
	(注 1) ~ (注 4) [略]	<u>(注5)</u> 流下す <u>(注6)</u> ある。	火口 る現象 地す 山体	&である べりと 崩壊と	泥流と 3。 は土切 は、少	<u>関文は岩</u> な山体の	当塊が <u>約</u> つ一部2	<u>斜面上</u> が水蒸	<u>を下方</u> 気爆発	^へ徐々	に移動		<u>出し、</u> 現象で て不
修正 理由	〇 栗駒山火山避難計	画策定に	1伴う値	修正									

頁		現計					修]			
3-2-9						第5節 気象業務整備計画				
						[1 [略]				
						2 気象業	務の実施体制	側の整備		
						[略]				
	2 情報処理	通信システ	・ムの整備・	充実	2	情報処理	・通信シスラ	「ムの整備・	充実	
	〇 [略]				С	[略]				
	(1) ~ (5)	[略]			((1) ~ (5)	[略]			
	(6) 火山着	観測施設			((6) 火山和	観測施設			
	[略]				[[略]				
3-2-10	(気象庁以外の	の機関が設置し	している主な	観測施設)	((気象庁以外の	の機関が設置	している主な	観測施設)	
	施設	等名	箇所数	設置機関		施設	等名	箇所数	設置機関	
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	GNSS 連	電子基準	39	国土交通		GNSS 連	電子基準	39	国土交流	
	続観測シ	点 34		省国土地		続観測シ	点 34		省国土地	
	ステム	地殼変動		理院		ステム	地殼変動		理院	
		観測施設					観測施設			
		4					4			
		験 潮 場					験 潮 場			
		GPS 観測					GNSS 観			
		局1					測局 1			
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	岩手山遠	カメラ 17	14	国土交通		岩手山遠	カメラ 17	14	国土交通	
	望観測施			省東北地		望観測施			省東北地	
	設			方整備局		設			方整備)	
				岩手河川					岩手河	
				国道事務					国道事	
				所					所	
		<u>カメラ1</u>	<u>1</u>	<u>岩手大学</u>		<u>カメラ1</u>	<u>1</u>	岩手大学	カメラ]	
		<u>カメラ1</u>	<u>1</u>	雫石町		<u>カメラ1</u>	<u>1</u>	<u>雫石町</u>	カメラ]	
	土石流監	[略]	[略]	[略]		土石流監	[略]	[略]	[略]	
	視システ					視システ				
	4					<u>ل</u>				
						栗駒山火	<u>GNSS</u>	<u>2</u>	国土交流	
						山観測点			省国土	
									理院	
							<u>GNSS</u>	<u>2</u>	東北大学	
							地震計	<u>2</u>	防災科	
									技術研究	
									<u>所</u>	
3-2-11	第3 情報収	集、伝達体制	側の整備		第	53 情報収	集、伝達体領	制の整備		
	〇 [略]				С	[略]				
	〇 [略]				С	[略]				
					1					

- 山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況 と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベ ルの運用を行う。
- ①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容 火山編別紙1のとおり
- 3-2-12 ②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火 警報·噴火予報

名称	対象	噴火警戒	発表基準
\P\1/1.	範囲	レベル	九衣盔中
	甲凸拉口	(キーワ	
		ード)	
n去 . l. ##	ГшАгЛ		日分业社
噴火警	[略]	レベル5	居住地域に
報(居住		(避難)	重大な被害
地域)又			を及ぼす噴
は噴火			火が切迫し
警報			ている状態
			と予想され
			る場合
		レベル4	[略]
		(避難準	
		備)	
噴 火 警	[略]	レベル3	居住地域の
報(火口		(入山規	近くまで重
周辺)又		制)	大な影響を
は火口		11117	及ぼす噴火
周辺警			が発生する
報			と予想され
			る場合
		レベル 2	火口周辺に
		(火口周	影響を及ぼ
		辺規制)	す噴火が発
			生すると予
			想される場
			合
			I

- 仙台管区気象台(盛岡地方気象台)は、岩手 仙台管区気象台(盛岡地方気象台)は、岩手 山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山についての火山活動 の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警 戒レベルの運用を行う。
 - ①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容 火山編別紙1のとおり
 - ②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火 警報•噴火予報

名称	対象	噴火警戒	改主 甘淮
1			発表基準
	範囲	レベル	
		(キーワ	
		ード)	
噴火警	[略]	レベル 5	居住地域に
報(居住		(避難)	重大な被害
地域)又			を及ぼす噴
は噴火			火が <u>発生、あ</u>
警報			<u>るいは</u> 切迫
			している状
			態と予想さ
			れる場合
		レベル4	[略]
		(避難準	
		備)	
噴火警	[略]	レベル3	居住地域の
報(火口		(入山規	近くまで重
周辺) 又		制)	大な影響を
は火口			及ぼす <u>(この</u>
周辺警			範囲に入っ
報			<u>た場合には</u>
			生命に危険
			<u>が及ぶ)</u> 噴火
			が発生 <u>、ある</u>
			<u>いは発生</u> す
			ると予想さ
			れる場合
		レベル2	火口周辺に
		(火口周	影響を及ぼ
		辺規制)	す(この範囲
			に入った場
			合には生命
			に危険が及
			<u>ぶ)</u> 噴火が発
			生、あるいは
			<u>発生</u> すると
L		l .	

								予想される
								場合
3-2-13	噴火予	[略]	レベル1	予想される	噴火予	[略]	レベル 1	火山活動は
	報		(活火山	火山現象の	報		(活火山	静穏。
			であるこ	状況が静穏			であるこ	火山活動の
			とに留意)	<u>である場合、</u>			とに留意)	<u>状態によっ</u>
				その他火口				て、火口内で
				周辺等にお				火山灰の噴
				いても影響				出等が見ら
				を及ぼすお				<u>れる(この範</u>
				<u>それがない</u>				囲に入った
				場合				場合には生
								命に危険が
								及ぶ)場合

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴 火警報・噴火予報

火 管 報•噴火了報							
名称	対象範	キーワー	発表基準				
	囲	7					
噴火警	[略]	居住地域	居住地域に				
報(居住		厳重警戒	重大な被害				
地域)又			を及ぼす噴				
は噴火			火が発生す				
警報			る可能性が				
			高まってき				
			ていると予				
			想される場				
			合				
噴火警	[略]	入山危険	居住地域の				
報(火口			近くまで重				
周辺)又			大な影響を				
は火口			及ぼす噴火				
周辺警			が発生する				
報			と予想され				
			る場合				
		火口周辺	火口周辺に				
		危険	影響を及ぼ				
			す噴火が発				
			生すると予				

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴 火警報・噴火予報

火警報·噴2	/\ \ \ +\x		
名称	対象範	キーワー	発表基準
	囲	7	
噴火警	[略]	居住地域	居住地域に
報(居住		厳重警戒	重大な被害
地域)又			を及ぼす噴
は噴火			火が発生 <u>、あ</u>
警報			るいは発生
			する可能性
			が高まって
			きていると
			予想される
			場合
噴火警	[略]	入山危険	居住地域の
報(火口			近くまで重
周辺) 又			大な影響を
は火口			及ぼす <u>(この</u>
周辺警			範囲に入っ
報			た場合には
			生命に危険
			<u>が及ぶ)</u> 噴火
			が発生 <u>、ある</u>
			<u>いは発生</u> す
			ると予想さ
			れる場合
		火口周辺	火口周辺に
		危険	影響を及ぼ
			す(この範囲
			に入った場

				想される場					合には生命	
				合					に危険が及	
									ぶ)噴火が発	
									<u> </u>	
									工、めるV ね 発生すると	
									予想される	
	nds I o	[mer]	YF 11	7 40 6 1- 9		n志 I マ	[mer]	7 1 1 1	場合	
	噴火予	[略]	活火山で	予想される		噴火予	[略]	活火山で		
	報		あること	火山現象の		報		あること	静穏。	
			に留意	状況が静穏				に留意	火山活動の	
				<u>である場合、</u>					<u>状態によっ</u>	
				その他火口					て、火口内で	
				周辺等にお					火山灰の噴	
				いても影響					出等が見ら	
				を及ぼすお					<u>れる(この範</u>	
				<u>それがない</u>					囲に入った	
				<u>場合</u>					場合には生	
									命に危険が	
2 0 14		± 1 #k-b)) (lum are	ue)			* ##-b)) (luit art	及ぶ)場合	
3-2-14		貫火警戒	レベル(概要	版)	(④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) 「吸]				
	[略]	1 ### _ b >	2 2 (=)/ Am	· HE \ Yes vol 4등		[略]	1 ### _ 1> >	2 2 (=)/ Am	ull⊏\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		火警戒し	ノベル (詳細	版) 資料編		[岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編				
	2-4-3]	. [. ##]	. (v.a.) = .kx).k =	1日午11日本の		2-4-3]				
				る居住地域等の		[岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の 範囲 資料編2-4-4]				
	範囲 資料	編 2-4-4	J						》	
					-	_	貝グ警戒	レベル判定基	华 資科編	
		テの時しな	数 元 1、32.1、(#####	١.	<u>2-4-5]</u>	長の磨し着	故元 し、 シュ ー (₩ ₩ ₩ ₩	
	・ 「略」	古の頃の	警戒レベル(恢安 似)	'	の秋田駒グi [略]	古の順外	警戒レベル(炳安 /似/	
3-2-15		F 唐 1. 数		おける火山活動			F n去 1. 数	#1.001.174	コナフル山江手	
3 2 13	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								おける火山活動	
			資料編 2-4- <u>5</u> 戒レベル毎の	_				資料編 2-4- <u>6</u>	_	
	料編 2-4-6		成レ・ハル母の	7例火剂心 頁		〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-7〕				
	イイが用 2 4 <u>0</u>	J				_		数載 レベ ル判	定基準 資料	
					-	編2-4-8〕	11 (7) (見)(7)	<u> </u>	<u> </u>	
					١,		きル数武	レベル(概要)	版) 平成31年	
					-	3 月栗駒山 3 月栗駒山			<u>(大)</u> 十)及31十	
						火山編別組				
									避難・規制対象	
					-	範囲 資料				
								- シベル判定基	其准	
						2-4-10]	- 宋/ \ 目 //	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		
修正		人山 游難!	 計画策定に伴	 う修正						
理由	○ 水調の田○ 所要の値			<i>, ,,, ,,,,</i>						
在出		·> 11.								

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容(現計画)

種類	内 容				
噴火警報(居住地域)又は噴	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が				
火警報	予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含				
噴火警報(火口周辺)又は火	まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴				
口周辺警報	火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。				
	・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけ				
	られる。				
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏(活火山であることに留				
	意)な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。				
降灰予報(定時)	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす				
	降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の				
	噴火を仮定して、18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想さ				
	れる降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。				
降灰予報(速報)	予想される降灰量分布(市町村単位)、小さな噴石の落下範囲等につい				
	て、噴火後速やかに(5~10分程度)発表。				
降灰予報(詳細)	予想される降灰範囲や降灰量(市町村単位)、降灰開始時間について、				
	噴火後(20分から30分程度)に発表。				
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせする				
	ための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。				
	臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の				
	発表であることを明示して発表。				
	・火山の状況に関する解説情報				
	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたも				
	ので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。				
	・火山活動解説資料				
	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまと				
	めたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。				
	・週間火山概況				
	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎週				
	金曜日に発表				
	・月間火山概況				
	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎				
	月上旬に発表。				
	・噴火に関する火山観測報				
	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。				
噴火速報	常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火して				
	いる火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不				
	良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデ				
	ータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。				

種類	内 容
噴火警報(居住地域)又は噴	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大
火警報	が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な
噴火警報(火口周辺)又は火	範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、
口周辺警報	含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。
	・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む
	<u>市町村に対する</u> 火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口の周辺にお
	いても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知す
	る必要があると認める場合に発表。
降灰予報(定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降
	灰 <u>が予想される</u> 場合に <u>定期的(3時間ごと)に発表。</u> 18時間先(3時間 <u>区</u>
	切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範
	囲 <u>を提供</u> 。
降灰予報(速報)	噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予測結果の中から最
	適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
降灰予報(詳細)	噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション
	計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。噴火発生から6時間先
	まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合
	に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせす
	るための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。
	臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時
	の発表であることを明示して発表。
	・火山の状況に関する解説情報
	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたも
	ので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。
	・火山活動解説資料
	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまと
	めたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。
	・月間火山概況
	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎
	月上旬に発表。
	・噴火に関する火山観測報
	<u>主に航空関係機関向けの情報で、</u> 噴火が発生したときに、発生時刻や
	噴煙高度等の情報を直ちに発表。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が
	噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうため
	に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震
	計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発
	表。
	なお、以下のような場合には発表しない。
	普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生し

<u>た場合</u>
・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

- 備考1 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が 予想された場合に、降灰予報 (速報) 又は降灰予報 (詳細) を発表
- 備考2 降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるために予測された降灰が「少量」のみであっても、必要に応じて、降灰予報 (速報) 又は降灰予報 (詳細) を発表 備考3 降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報 (詳細) も発表

714.55	1 . / //	- D ///	,	(似女)以)		
種別	名称	対象範囲	(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別	噴火警報(居住地	居住地域及び	5 (避難)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態にある。	危険な居住地域からの 避難等。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、 あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし
特別警報	地域)又は噴火警報	それより火口側	4(避難準備)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能 性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域 での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必 要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達 するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想され る。	火口から居住地域近く までの範囲への立入規 制等。 状況に応じて要配慮者 の避難準備等が必要。特 定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	火口から概ね4km以内に大きな噴石 の飛散する噴火の発生またはその可 能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火 砕サージ・融雪型火山泥流が到達、ま たはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
	又は火口周辺警報		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼ す(この範囲に入った 場合には生命に危険が 及ぶ)噴火が発生、あ るいは発生すると予想 される。	火口周辺への立入規制 等。 住民は通常の生活。	火口から概ね800m以内に大きな噴石 の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サー ジが流下するような噴火の発生また はその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であるこ	火山活動は静穏。 火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内へ の立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の 噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平) ※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

頁	現計画	修 正 案
3-2-43	第20節 事業継続対策計画	第20節 事業継続対策計画
-		
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	
理由		

頁		現 計	画		修正案				
3-3-1		第1節 活動体制			第1節 活動体制計画				
	第1 [日	各]		第1 [略]					
	第2 県(の活動体制		第2	第2 県の活動体制				
	[略]			[略]					
	1 災害物	寺別警戒本部		1 災	害特別	引警戒本部			
	〇 [略	.]		0	[略]				
	(1) 設記	置基準		(1)	(1)設置基準				
		設置基準	設置の対象		設置基準 設置の対				
	岩手山]	<u>又は</u> 秋田駒ヶ岳に噴火	:警 [略]	岩手	山 <u>、</u>	秋田駒ヶ岳 <u>又は栗駒</u>] <u>山</u> [略]		
	報(火	コ周辺)又は火口周辺	一首	に噴	火警	報(火口周辺)又は	火		
	報のう	ち噴火警戒レベル3が	発	口周	辺警	報のうち噴火警戒レ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	表される	た場合		ル3	が発	表された場合			
3-3-2	八幡平	<u>又は栗駒山</u> に噴火警	報【略】	八幡	平又	.は栗駒山 に噴火警	報 [略]		
	(火口)	周辺) 又は火口周辺警	報	(火	口周	辺)又は火口周辺警	報		
	(キー	フードが「入山危険」	の	(+	ーワ	ードが「入山危険」	の		
	場合に	限る。) が発表された場	持 合	場合	に限	る。)が発表された場	持合		
	(2)組約			(2)					
		特別警戒本部の組織	は、次のとおりで	○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりであ					
	ある。			3.					
	支部職			支部職員、現地連絡員					
	L	が指名する職員		支部長が指名する職員					
3-3-3		(5) [略]		(3) ~ (5) [略]					
3-3-3	2 災害			2 災害対策本部					
		_		〇 [略]					
3-3-4	(1) 長			(1) 引果甘油					
	(1) 設情	■ 基準 設置基準(広域支		(1) 設置基準					
	区分	部及び地方支部	配備職員の		\triangle	設置基準(広域支	配備職員の		
		は配備基準)	範囲	区分 部及び地方支部 範囲 は配備基準)			範囲		
	7	ア 岩手山又は	別表第 <u>9</u> に掲		本	ア岩手山、秋田	別表第8に掲		
	1	* / 石字田 <u>文は</u> * 秋田駒ヶ岳に	が& 男 <u>す</u> に掲 げる課等の長	$\widehat{1}$	部	カテ田 <u>、</u>	が が る 課 等 の 長		
		噴火警報(居住	及び主査相当		Н	駒山に噴火警	及び主査相当		
	定職	地域) 又は噴火	職以上の職員	指定職員配備		報(居住地域)	職以上の職員		
	員	警報のうち噴	で各部長が指	員		又は噴火警報	で各部長が指		
	指定職員配噴火警報(居住 及び主査相当地域)又は噴火 職以上の職員員配禁報のうち噴 で各部長が指大警戒レベル 名したもの並			備		のうち噴火警	名したもの並		
	$\widehat{1}$	4が発表され	びに本部支援	$\widehat{1}$		戒レベル4が	びに本部支援		
	1号)	た場合	室の職員	日		発表された場	室の職員		
	体制			体制		合			
	נילו	イ 八幡平 <u>又は</u>		「「「「「」		イ 八幡平 <u>又は</u>			
		栗駒山に噴火				栗駒山 に噴火			
		警報(居住地				警報(居住地			
		域)又は噴火警				域) 又は噴火警			
		報が発表され				報が発表され			

			た場合				た場合	
		広	アのアラス	配備基準のい		広	ア 所管区域内	配備基準のい
			7, 1				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		域土	の火山(岩手山	ずれかに該当		域土	の火山(岩手	ずれかに該当
		支	<u>又は</u> 秋田駒ヶ	する広域支部		支	山、秋田駒ヶ岳	する広域支部
		部	岳に限る。)に	の広域支部長、		部一	<u> 又は栗駒山</u> に	の広域支部長、
		及	噴火警報(居住	副広域支部長、		及	限る。)に噴火	副広域支部長、
		び	地域)又は噴火	広域支部委員		び	警報(居住地	広域支部委員
		地	警報のうち噴	及び主査相当		地	域) 又は噴火警	及び主査相当
		方	火警戒レベル	職以上の職員		方	報のうち噴火	職以上の職員
		支	4が発表され	で広域支部長		支	警戒レベル 4	で広域支部長
		部	た場合	が指名したも		部	が発表された	が指名したも
			イ 所管区域内	の並びに地方			場合	の並びに地方
			の火山(八幡平	支部の別表第			イ 所管区域内	支部の別表第
			<u>又は栗駒山</u> に	<u>9</u> に掲げる部			の火山 (八幡平	<u>8</u> に掲げる部
			限る。)に噴火	の長及び主査			又は栗駒山 に	の長及び主査
			警報 (居住地	相当職以上の			限る。)に噴火	相当職以上の
			域)又は噴火警	職員で各支部			警報(居住地	職員で各支部
			報が発表され	長が指名した			域) 又は噴火警	長が指名した
			た場合	もの			報が発表され	もの
			,,,,,	_			た場合	
		本	ア 岩手山又は	[略]		本	ア 岩手山、秋田	[略]
	$\widehat{2}$	部	秋田駒ヶ岳に		$\widehat{2}$	部	駒ヶ岳 <u>又は栗</u>	- C-H-J
		HIA	噴火警報(居住			HIA	駒山に噴火警	
	主査		地域)又は噴火		主査		報(居住地域)	
	以上配		警報のうち噴		以上配		又は噴火警報	
	配備		大警戒レベル		配 備		のうち噴火警	
					2			
	(2号)		5が発表され		2号)		戒レベル 5 が	
	体		た場合		体		発表された場	
	制) Fm4-7		制		合	
			イ [略]				イ [略]	
		広	ア 所管区域内	[略]		広	ア 所管区域内	[略]
		域	の火山(岩手山			域	の火山(岩手	
		支	<u>又は</u> 秋田駒ヶ			支	山 <u>、</u> 秋田駒ヶ岳	
		部	岳に限る。)に			部	<u>又は栗駒山</u> に	
		及	噴火警報(居住			及	限る。)に噴火	
		び	地域) 又は噴火			び	警報(居住地	
		地	警報のうち噴			地	域) 又は噴火警	
		方	火警戒レベル			方	報のうち噴火	
		支	5が発表され			支	警戒レベル 5	
		部	た場合			部	が発表された	
							場合	
			イ [略]				イ [略]	
/女·丁	〇 岩	手県	災害警戒本部要領値	修正に伴う修正				,
修正	〇 栗	駒山	火山避難計画策定に	こ伴う修正				
理由	〇 萨	要の	修正					

火山災智			事応急対策計 - ***			l/女·		-
頁 0 0 10	55055 J.J	現 	計 画	•	<i>**</i> 50 <i>**</i> 55 .11	修	正 第	
3-3-13	第2節 火↓			・情報及び気象	第2節 火山			・情報及び気象
	<i>**</i> **	報等の伝達計	一	## 1 ## O		報等の伝達計	「Щ	
0 0 14	第1、第2	[略]			第1、第2	[略]		
3-3-14	.,		## +D += +D	7 4	第3 実施要		, # <u> # + p </u>	7 4
				及び気象予報・				及び気象を報・
	警報等の種	は はん の は は は は は は は は は は は は は は は は は	達		警報等の種	は はん の は は は は は は は は は は は は は は は は は	(達	
	[略]	生い 甘 ゴ	(1 0)		[略]	生に甘 ご	/ 1 D)	
	(気象業務			ᄄᆂᆂᆝᆏᅘ	(気象業務)			
			警報・情報の 。	悝無と内谷			警報・情報の ぬ	悝無と内谷
	火山編別紙	1のとおり)		火山編別紙	Iのとお	0	
0.0.15	一 本 J. 数		松田田よねっ	- 1 、 フ .ll の n本	→ ⊶ 数		(2) マロナム -	- 1、フ J. J. の n本
3-3-15			か連用されて	こいる火山の噴			か連用されて	こいる火山の噴
	火警報・「	1	n.t . ## -	水土土米	火警報・「	1	n去 [. ## -	7% +: + WH:
	名称 	対象範	噴火警戒	発表基準	名称 	対象範	噴火警戒	発表基準
		囲	, , ,			囲	レベル	
			(キーワ				(キーワ	
	n#: 1 ##:	Cm4r7	ード)	E 4. II. (4.) -	n#: [##:	[mer]	ード)	
	噴火警	[略]	レベル5	居住地域に	噴火警	[略]	レベル5	居住地域に
	報(居住		(避難)	重大な被害	報(居住		(避難)	重大な被害
	地域)又			を及ぼす噴	地域)又			を及ぼす噴
	は噴火			火が切迫し	は噴火			火が発生、あ
	警報			ている状態	警報			るいは切迫
				と予想され				している状
				る場合				態と予想さ
				r m ← ¬				れる場合
			レベル4	[略]			レベル4	[略]
			(避難準				(避難準	
	n#: 1 ##:	Cm4z 7	備)		n#: 1 ##:	[m/r]	備)	
	噴火警	[略]	レベル3	居住地域の	噴火警	[略]	レベル3	居住地域の
	報(火口		(入山規	近くまで重	報(火口		(入山規	近くまで重したまで重した。
	周辺)又		制)	大な影響を	周辺)又		制)	大な影響を
	は火口			及ぼす噴火	は火口			及ぼす <u>(この</u>
	周辺警			が発生する	周辺警			<u>範囲に入っ</u>
	報			と予想され	報			た場合には
				る場合				生命に危険
								<u>が及ぶ)</u> 噴火
								が発生 <u>、ある</u>
								いは発生す
								ると予想さ
			, ,, ,, -				, , , , ,	れる場合
			レベル2	火口周辺に			レベル2	火口周辺に
			(火口周	影響を及ぼ			(火口周	影響を及ぼ
			辺規制)	す噴火が発			辺規制)	す(この範囲

			生すると予 想される場 合
噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等においても影響 をみれがない 場合

			に入った場合には生命合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると発生すると予想される場合
噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	火山活動は 静穏。 火山活動の 大生に口ので 大生に口ので 大山灰が見いの 大生を 大山で 大山がいる 大山で 大山で 大山で 大山で 大山で 大山で 大山で 大山で 大山で 大山で

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の 噴火警報・噴火予報

3-3-16

名称 対象範 キーワー 発表基準 开 ド 噴火警 居住地域 居住地域に [略] 報(居住 厳重警戒 重大な被害 地域)又 を及ぼす噴 は噴火 火が発生す 警報 る可能性が 高まってき ていると予 想される場 入山危険 噴火警 [略] 居住地域の 報(火口 近くまで重 周辺) 又 大な影響を 及ぼす噴火 は火口 周辺警 が発生する 報 と予想され る場合

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の 噴火警報・噴火予報

名称	対象範	キーワー	発表基準
	囲	ド	
噴火警	[略]	居住地域	居住地域に
報(居住		厳重警戒	重大な被害
地域)又			を及ぼす噴
は噴火			火が発生 <u>、あ</u>
警報			<u>るいは発生</u>
			する可能性
			が高まって
			きていると
			予想される
			場合
噴火警	[略]	入山危険	居住地域の
報(火口			近くまで重
周辺)又			大な影響を
は火口			及ぼす <u>(この</u>
周辺警			範囲に入っ
報			た場合には
			生命に危険
			<u>が及ぶ)</u> 噴火
			が発生 <u>、ある</u>
			<u>いは発生</u> す

17

		火口周辺 危険	大口周辺に 影響をがます 生するる 合
噴火予報	[略]	活 火 山 で と 留 意	予想される火山現象大山現の状況 である場合、その他火にお下の地にお下の地にお響いをみれがないそれがないそれがない場合

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

	種類	内容
気	気象情	[略]
象	報	
に	記録的	県内で数年に一度程度しか
関	短時間	発生しないような猛烈な短時
す	大雨情	間の大雨を観測(地上の雨量計
る	報	による観測)又は解析(気象レ
情		ーダーと地上の雨量計を組み
報		合わせた分析)したときに、県
		気象情報の一種として発表す
		る。

			ると予想さ
			れる場合
		火口周辺	火口周辺に
		危険	影響を及ぼ
			す <u>(この範囲</u>
			に入った場
			合には生命
			に危険が及
			<u>ぶ)</u> 噴火が発
			生、あるいは
			<u>発生</u> すると
			予想される
			場合
噴火予	[略]	活火山で	火山活動は
報		あること	静穏。
		に留意	火山活動の
			状態によっ
			て、火口内で
			火山灰の噴
			<u>出等が見ら</u>
			<u>れる(この範</u>
			<u>囲に入った</u>
			場合には生
			命に危険が
			及ぶ)場合

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

	プロロールの作用 はいた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた				
	種類	内容			
気	気象情	[略]			
象	報				
に	記録的	県内で <u>大雨警報発表中に</u> 数			
関	短時間	年に一度程度しか発生しない			
す	大雨情	ような猛烈な短時間の大雨を			
る	報	観測(地上の雨量計による観			
情		測)又は解析(気象レーダーと			
報		地上の雨量計を組み合わせた			
		分析)したときに、県気象情報			
		の一種として発表する。 <u>この情</u>			
		報が発表されたときは、土砂災			
		害や低地の浸水、中小河川の増			
		水・氾濫といった災害発生につ			
		ながるような猛烈な雨が降っ			

ている状況であり、実際に災害 発生の危険度が高まっている 場所については、警報の「危険 度分布」で確認することができ 大雨警報又は大雨特別警報 大雨警報(土砂災害)発表中 土砂災 土砂災 が発表されている状況で、土砂 に、大雨による土砂災害の危険 害警戒 害警戒 度が更に高まったとき、市町村 情報 災害が発生するおそれが高ま 情報 ったときに、市町村長が避難勧 長の避難勧告や住民の自主避 告等を発令する際の判断や住 難の判断を支援するため、対象 民の自主避難の参考となるよ となる市町村を特定して警戒 を呼びかける情報で、県と盛岡 う、県と盛岡地方気象台が共同 で発表する。 地方気象台が共同で発表する。 竜巻注 積乱雲の下で発生する竜巻、 竜巻注 積乱雲の下で発生する竜巻、 ダウンバースト等による激し 意情報 ダウンバースト等による激し 意情報 い突風に対して注意を呼びか い突風に対して注意を呼びか ける気象情報で、雷注意報が発 ける気象情報で、雷注意報が発 表されている状況下において 表されている状況下において 竜巻等の激しい突風の発生す 竜巻等の激しい突風の発生し る可能性が高まったときに、1 やすい気象状況になっている 時間を有効期間として県単位 時に、内陸、沿岸北部、沿岸南 で発表する。 部単位で発表する。なお、実際 に危険度が高まっている場所 については竜巻発生確度ナウ キャストで発表する。また、竜 巻の目撃情報が得られた場合 には、目撃情報があった地域を 示し、その周辺で更なる竜巻等 の激しい突風が発生するおそ れが非常に高まっている旨を 内陸、沿岸北部、沿岸南部単位 で発表する。この情報の有効期 間は、発表から概ね1時間であ

3-3-18 イ 注音報の種類と発表基準

1 注意報の性類と元教卒中					
種類	į	発表基準			
気	風雪注意報	雪を伴う強風により災			
象		害が発生するおそれがあ			
注		ると予想され、 <u>次の条件に</u>			
意		該当する場合			
報		○ 雪を伴い、平均風速が			
		<u>10m/s 以上と予想され</u>			
		<u>る場合</u>			

イ 注意報の種類と発表基準

種類	į	発表基準
気	風雪注意報	雪を伴う強風により災
象		害が発生するおそれがあ
注		ると予想され、 <u>区域内の市</u>
意		町村で一定の基準に到達
報		<u>することが予想される場</u>
		<u>合</u>
		〔気象警報発表基準等
		<u>資料編3-2-2〕</u>

	***	74 ED = 1. 10 /// ch 23 78 //.		74 B 74 B 74 B	14 ED = 1. 10 W + 33 W H.
	強風注意報	強風により災害が発生		強風注意報	強風により災害が発生
		するおそれがあると予想			するおそれがあると予想
		され、 <u>次の条件に該当する</u>			され、区域内の市町村で一
		<u>場合</u>			定の基準に到達すること
		○ 平均風速が10m/s 以			が予想される場合
		上と予想される場合			[気象警報発表基準等
					<u>資料編3-2-2]</u>

3-3-19 ウ 警報の種類と発表基準

[略]

3-3-20 備考1~備考5 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

[略]

備考1~備考5 [略]

備考6 5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中]の2段階で発表される。当日 から翌日にかけては時間帯を区切って、天 気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日 先から5日先にかけては日単位で、週間天 気予報の対象地域と同じ発表単位(内陸、 沿岸北部、沿岸南部)で発表される。

<u>備考7</u> 警報の危険度分布等の概要は次のとお りである。

<u>りである。</u>	
<u>種 類</u>	<u>概 要</u>
土砂災害警戒判	大雨による土砂災害発
定メッシュ情報	生の危険度の高まりの
	予測を、地図上で 5km 四
	方の領域ごとに 5 段階
	に色分けして示す情報。
	2 時間先までの雨量分布及
	び土壌雨量指数の予測を用
	いて常時 10 分毎に更新
	している。
	大雨警報(土砂災害)が
	発表され、土砂災害によっ
	て命が脅かされる危険性
	が認められる土砂災害危
	険箇所や土砂災害警戒区
	域(以下「土砂災害警戒
	区域等」) に「警戒」(赤
	色) が出現した場合は、当
	該領域に「避難準備・高齢
	者避難開始」、さらに、
	土砂災害警戒情報等が
	発表され、「土砂災害警
	戒区域等」に「非常に危
	険」(薄い紫色)が出現
	した場合は、当該領域に

T		
		「避難勧告」を発令する
		ことが基本となる。
	大雨警報 (浸水	短時間強雨による浸水
	害) の危険度分布	害発生の危険度の高ま
		りの予測を、地図上で
		1km 四方の領域ごとに 5
		段階に色分けして示す
		情報。1時間先までの表
		面雨量指数の予測を用
		いて常時 10 分毎に更新
		しており、大雨警報(浸
		水害) 等が発表されたと
		きに、どこで危険度が高
		まるかを面的に確認す
		<u>ることができる。</u>
	洪水警報の危険	指定河川洪水予報の発
	度分布	表対象ではない中小河
		川(水位周知河川及びそ
		の他河川) の洪水害発生
		の危険度の高まりの予
		測を、地図上で概ね 1km
		<u>ごとに 5 段階に色分け</u>
		して示す情報。3時間先
		までの流域雨量指数の予測
		<u>を用いて常時 10 分毎に</u>
		更新しており、洪水警報
		等が発表されたときに、
		<u>どこで危険度が高まる</u> かを面的に確認するこ
		<u>かを面的に確認するこ</u> とができる。
		<u>こができる。</u> 河川の水位が水防団待
		横州の水位が水 <u>の団件</u> 機水位を越えている場
		<u>機水位を越えている場</u>
		(赤色) が出現した時点
		で「避難準備・高齢者避
		難開始」、氾濫注意水位
		を越えている場合は、該
		当領域に「非常に危険」
		時点で「避難勧告」を発
		<u>令することが基本とな</u>
		<u>る。</u>
	流域雨量指数の	水位周知河川及びその
	予測値	他河川の各河川を対象
		として、上流域での降雨

点の洪水危険度がどれ だけ高まるかを示した 情報。6時間先までの雨 量分布の予測(降水短時 間予報等)を取り込ん で、流域に降った雨が河 川に集まり流れ下る量 を計算して指数化した 「流域雨量指数」につい て、洪水警報等の基準へ の到達状況に応じて危 険度を色分けし時系列 で表示したものを、常時 10分毎に更新している。 水位周知河川やその他 の河川 (洪水予報河川を 除く) においては、水防 団待機水位(又は氾濫注 意水位)を越え、かつ、 流域雨量指数の予測値 が警報基準に達する場 合は「避難準備・高齢者 避難開始」、氾濫注意水 位(又は避難判断水位) を越え、かつ、流域雨量 指数の予測値が警報基 <u>準を大きく超過する場</u> 合は「避難勧告」を発令 することが基本となる。

によって、下流の対象地

(2)、(3) [略]

3-3-22

(4) 県の措置

- 〇 [略]
- 〇 「略]
- 〇 [略]
- 〇 [略]
- 〇 [略]
- 〇 [略]
- 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受 領した火山に関する予報・警報・情報等につい て、ホームページ、いわてモバイルメール、緊 急速報メール等を活用し、住民等に周知する。

(2)、(3)[略]

(4) 県の措置

- 〇 [略]
- 〇 [略]
- 〇 [略]
- 〇 [略]

[略]

 \bigcirc

- 〇 [略]
- 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。 また、火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に

		<u>努める。</u>
		<u>)1 00 00 0</u>
	○ たみは知思するとて	
/女·丁	○ 気象情報関連の修正	
修正	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正	
理由		
工山	○ 所要の修正	

	字対策編 第				1	life: —	•	
頁			計 画			修 正		
3-3-31	第7節 広報広聴計画			<i>5</i> /5 4	第7節 広執	成広聴計画		
	第1 [略]	/88 /ま <i>に</i> お			第1 [略]	k 88 / ま / ま / ナ ン		
		と関(責任者) 		て針の中央		ととしています。 		14の中央
		1機関		舌動の内容		直機関		舌動の内容
3-3-33	[略]	- H +U + I	[略]		[略]	C 12 40 41	[略]	
ა-ა-აა	(株) 岩手	- 日報任	[略]		(株) 岩引	F 日 報 仕	[略]	
	[略]	工業新聞社			[略]	 工業新聞社		
	盛岡総局	<u> </u>			東北・北海			
	<u>盆</u> 川心川				<u>米北 北</u>	<u> </u>		
3-3-34	〔県本部の	担当〕			[県本部の	担当〕		
	部	課	地方支	担当業務	部	課	地方支	担当業務
		1715	部班			771.	部班	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	出納局	出納局	[略]	[略]	出納局	総務課	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	医療部	業務課	[略]	[略]	医療部	経営管理課	[略]	[略]

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-50	第17節 災害救助法の適用計画	第17節 災害救助法の適用計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	1、2 [略]	1、2 [略]
		3 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑
		な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ
		救助に必要な施設、設備、人員等について意見
		交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施
		市制度の積極的な活用により役割分担を明確化
		するなど、調査を行っておくものとする。
修正	〇 防災基本計画の修正に伴う修正	
理由		

頁	現計画	修正案
3-3-51	第18節 避難・救出計画	第18節 避難・救出計画
0 0 01	37.10别,延荣 沙田田日	
	第1 [略]	第1 [略]
	第2 実施機関(責任者)	第2 実施機関(責任者)
	1~3 [略]	1~3 [略]
3-3-52	4 避難所の設置、運営	4 <u>指定</u> 避難所の設置、運営
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1 避難勧告等	1 避難勧告等
	(1) [略]	(1) [略]
3-3-53	(2) 避難勧告等の周知	(2) 避難勧告等の周知
	ア 地域住民への周知	ア 地域住民への周知
	○ [略]	〇 [略]
	○ [略]	○ [略]
		○ 指定避難所までの安全な避難経路が確保で
		きない地区については、住民等に地区内の高台
		への避難又は自宅待機(垂直避難)を呼びかけ
		<u>る。</u>
	イ、ウ [略]	イ、ウ [略]
3-3-54	(3) [略]	(3) [略]
	(4) 避難の誘導	(4) 避難の誘導
	アー登山者等の避難誘導	アー登山者等の避難誘導
	○ 県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導	○ 県及び市町村本部長は、防災行政無線、緊急
	に当たっては、迅速な避難のための下山ルート	速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる
	へ案内するなどの対応を観光団体等と連携し	周知や、火口近くに位置する避難促進施設等へ
	て実施する。	の連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内
		から規制範囲外への避難や近くの建物への緊
		急避難を伝達する。なお、外国人対応として、
		多言語での呼びかけを行うよう努める。また、
		登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難
		のための下山ルートへ案内するなどの対応を
		観光団体等と連携して実施する。
		○ 火口近くに位置する避難促進施設の施設管
		理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、
		避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。
		また、市町村や観光協会等と連携し、施設利用

イ 住民等の避難誘導

- \bigcirc 「略]
- \bigcirc [略]
- \bigcirc [略]
- \bigcirc [略]

2、3 [略]

- 3-3-56 4 避難場所の開設
 - 5 避難所の設置、運営
 - (1) 避難所の設置
 - 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画 に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛 布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗 濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調 達する。
 - 〇 「略]
 - 市町村本部長は、避難所の設置に当たって は、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努 める。
 - 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難 所だけでは対応できない場合においては、次の 方法により避難所を確保する。
 - ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内に ある建物又は土地を、委託し、又は借上げて避 難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパ ート等を避難所とする。
 - ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、 県有施設又は民間アパート等の中から、避難所 を選定する。
 - エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を 整備するとともに、その運営に協力する。また、 市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定 め、当該避難所の運営に当たる。
 - の事項を住民等に周知するとともに、県に報告 する。

- 者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難 誘導を行う。
- 緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くな る方向を基本とする。また、火口が特定できる 場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最 も安全な方向とする。火口が特定できない場合 には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

イ 住民等の避難誘導

- \bigcirc 「略]
- 「略〕 \bigcirc
- \bigcirc [略]
- \bigcirc 「略]
- 市町村は、泥流の発生状況を確認後、避難所 等への避難誘導を行う。
- 2、3 [略]
- 4 避難場所の開放
- 5 指定避難所の設置、運営
- (1) 指定避難所の設置
- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画 に従い、指定避難所を設置した場合は、食料水、 毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、 洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を 調達する。
- [略]
- 市町村本部長は、指定避難所の設置に当たっ ては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に 努める。
- 市町村本部長は、当該市町村が設置する指定 避難所だけでは対応できない場合においては、 次の方法により避難所を確保する。
- ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内に ある建物又は土地を、委託し、又は借上げて指 定避難所を設置する。
- イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパ ート等を指定避難所とする。
- ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、 県有施設又は民間アパート等の中から、指定避 難所を選定する。
- エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を 整備するとともに、その運営に協力する。また、 市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定 め、当該指定避難所の運営に当たる。
- 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次 | 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所を開設した場 合、次の事項を住民等に周知するとともに、県 に報告する。

27

- ア「略]
- イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数
- ウ「略]
- 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

[略]

3-3-57

○ 市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。

(2) 避難所の運営

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画 及びその作成した避難所の設置及び運営に係 るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努 める。この場合において、市町村本部長は、避 難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、 保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害 派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握 に努め、必要な対策を講じる。
- 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を 図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及 び被災者生活支援等に関する情報を提供する ものとし、避難者が適切に情報を得られるよ う、活用する媒体に配慮する。
- 〇 [略]
- 〇 [略]

ア~カ 「略]

キ 避難所への警察官の配置による安全の確保

- ア「略]
- イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- ウ「略〕
- <u>指定</u>避難所での受入れの対象となる者は、次 に掲げる者とする。

「略〕

○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しない</u>ものとする。

(2) 指定避難所の運営

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画 及びその作成した<u>指定</u>避難所の設置及び運営 に係るマニュアルに従い、<u>指定</u>避難所の円滑な 運営に努める。この場合において、市町村本部 長は、<u>指定</u>避難所の生活環境が常に良好なもの となるよう、保健師、管理栄養士等による巡回 や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、 その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- 〇 [略]
- 〇 [略]

ア~カ 「略]

キ <u>指定</u>避難所への警察官の配置による安全の 確保

修正

- 防災基本計画の修正に伴う修正
- 理由 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正

頁	野対東編 第3草 次書心急対東計画 現 計 画	修 正 案
3-3-59	第19節 医療・保健計画	第19節 医療・保健計画
	 第1 基本方針	 第1 基本方針
	1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害	1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害
	派遣医療チーム(以下、本節中「岩手DMAT」	派遣医療チーム(以下、本節中「岩手DMAT」
	という。)、関係医療機関及び防災関係機関との	という。)、関係医療機関及び防災関係機関との
	密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を	密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を
	行う。	行う。
		<u>県は、岩手DMAT等及びドクターへリに関</u>
		する派遣計画の作成等により、医療活動の総合
		調整を行う。
	2~6 [略]	2~6 [略]
		7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市
		町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整
		等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危
		機管理支援チームの応援要請を行う。
		8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの
		派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、
		整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅
		<u>滞なく行うための本部の整備に努める。</u>
		9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析
		等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備
		<u>に努める。</u>
[1/5r - T	○ 叶巛甘去江南のゆているりとゆて	
修正	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	
理由		

頁		修正案
3-3-64	第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理	第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理
3 3 04	第25節 心态版設任名の建設等及び心态修理 計画	新20期 心态版改任七の建议等及び心态修理 計画
		前岡
	一位1 位り 「m女子	佐 1 佐 0 「四々 T
	第1、第2 [略]	第1、第2 [略]
	(MO) chtc = (A	жо рж ж м
	第3 実施要領	第3 実施要領
	1~6 [略]	1~6 [略]
		<u>7 空き家の活用</u>
		○ 市町村本部長は、管内の空き家情報とその活
		用について検討を行う。
修正	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正	
理由		

	対策編 第		害応急対策語	計画	T			
頁		現	計	画		修	正案	
3-3-70	第26節	行方不明	者等の捜索及	び遺体の処理・	第26節	行方不明者等0	D捜索及び遺	体の処理・
			埋葬計画			埋葬	計画	
	 第1	<u>\$</u>]			 第1 [略	<u>\$</u>]		
	第2 実施		(4考)			」 ^西 機関(責任者)	
			LIT 1				,	
		ω+π.\\.)				σ+u \/)		
	〔県本部	1		Les Maries	〔県本部	ı		[H) [A) [A 7 4
	部	課	地方支部班	担当業務	部	課	地方支部班	担当業務
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	医療部	業務課	[略]	[略]	医療部	医事企画課	[略]	[略]
			-			•	•	
修正	〇 所要	の修正						
理由								
1	1							

岩手県地域防災計画(火山災害対策編)修正案について

1 火山防災協議会の意見聴取

火山災害対策に係る地域防災計画の修正に当たっては、火山防災協議会の意見を聞かなければならないとされていることから、今般作成された「栗駒山火山避難計画」を踏まえた「岩手県地域防災計画(火山災害対策編)」の修正案について、ご意見を伺うもの。

2 地域防災計画 (火山災害対策編) 修正案の概要

栗駒山火山避難計画に記載された内容のうち、本県の他の火山における避難等の活動においても実施すべき内容等について盛り込もうとするもの。

主な修正点 (詳細は別添新旧対照表のとおり)

- ① 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容の変更
- ② ドローンによる登山者等への情報伝達
- ③ 登山者等の避難誘導・救出
- ④ 空き家の活用
- ⑤ その他所要の整理

◆ 活動火山対策特別措置法(抜粋)

(都道府県地域防災計画に定めるべき事項等)

- 第5条 都道府県防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。)は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画(同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。)において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。
 - (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。以下同じ。)又は市町村防災会議の協議会(同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。)が次条第一項第二号及び第三号(これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
 - (3) 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒 避難体制に関する事項
- 2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めよう とするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。 当該事項を変更しようとする ときも、同様とする。

平成31年3月14日

栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組(案)

平成31年度以降の栗駒山に係る火山防災対策について、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら、警戒避難体制の構築を図ることとし、次のとおり取組みを実施する。

平成28年度 栗駒山火山防 災協議会 水蒸気噴火が発生した場合に想定される災害状況について作成 水蒸気噴火が発生した場合に想定される災害状況について作成 マグマ噴火等が発生した場合に想定される災害状況について作成 【ハザードマップの周知等】 水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施 【噴火警戒レベルの設定】 ・
平成29年度 栗駒山火山防 災協議会 【ハザードマップの作成】 マグマ噴火等が発生した場合に想定される災害状況について作成 【ハザードマップの周知等】 水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への 周知方法等について、検討し実施 平成30年度 仙台管区気象 台、栗駒山火山 防災協議会 栗駒山火山防 災協議会 栗駒山火山防 災協議会 栗駒山火山防 災協議会 上避難計画の作成】 避難計画の作成】 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をま とめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
災協議会 マグマ噴火等が発生した場合に想定される災害状況について作成 【ハザードマップの周知等】 水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施 【噴火警戒レベルの設定】 噴火活動の段階に応じた入山規制・避難等を協議し設定 作業部会により、必要な検討を実施 【避難計画の作成】 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をまとめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
【ハザードマップの周知等】 水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施 平成30年度 仙台管区気象台、栗駒山火山防災協議会 「噴火警戒レベルの設定」「噴火活動の段階に応じた入山規制・避難等を協議し設定作業部会により、必要な検討を実施 「避難計画の作成」 「以協議会」 「以協議会」 「以協議会」 「以協議会」 「以は対象を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を
水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への 周知方法等について、検討し実施 平成30年度 仙台管区気象 台、栗駒山火山 防災協議会 で業部会により、必要な検討を実施 栗駒山火山防 災協議会 「避難計画の作成」 災協議会 「避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をま とめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
周知方法等について、検討し実施
平成30年度
台、栗駒山火山 防災協議会噴火活動の段階に応じた入山規制・避難等を協議し設定 作業部会により、必要な検討を実施栗駒山火山防 災協議会【避難計画の作成】 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をまとめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施関係自治体間で費用負担
防災協議会 作業部会により、必要な検討を実施 栗駒山火山防 災協議会 「避難計画の作成」 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をま とめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
要駒山火山防 災協議会 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をま とめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
災協議会 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をま とめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
とめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
作業部会により、必要な検討を実施関係自治体間で費用負担
【ハザードマップの周知等】
水蒸気噴火及びマグマ噴火等を想定したハザードマップの、観光
客や登山者等への周知方法等について、検討し実施
平成31年度 栗駒山火山防 【火山防災マップの作成】
災協議会 避難計画を踏まえ、ハザードマップに、避難場所、避難経路など、
住民等が避難するために必要な防災情報を付加したマップを作成の、検討知識・佐業如今により、必要な検討な実施
□ □ 検討組織:作業部会により、必要な検討を実施 ② 費用負担:関係自治体間で協議
【避難確保施設の選定基準等の設定】
避難確保計画を作成すべき避難促進施設等の選定基準等を設定
【火山防災マップによる避難対応等の周知】
大山防災マップ完成後、順次、避難対応等について住民等へ周知 大山防災マップ完成後、順次、避難対応等について住民等へ周知
平成32年度 市町村 【市町村地域防災計画の修正】
以降 「避難確保計画」を作成すべき避難促進施設等の名称等を規定
(施設等と連携を図り、防災対策を実施)
避難促進施設 【避難確保計画の作成】
の管理者等と避難促進施設(集客施設、要配慮者利用施設等)の管理者等によ
る計画の作成
(施設利用者等へ周知を図り、防災対策を実施)

[※] その他に、各種事業の進捗に合わせて、県及び市町村の地域防災計画を随時修正。

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の概要

※活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律(平成27年法律第52号。公布(同年7月8日)後6か月以内に施行。)による改正後のもの

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山 対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施 設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者 の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定(第2条)

火山災害警戒地域の指定(第3条)

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定(常時観測火山周辺地域を想定)

火山防災協議会(第4条)

・・・関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置(義務)

都道府県・市町村 気象台

気象台 地方整備局等 (砂防部局)

火山専門家自衛隊

警察

等 **観光関係団体等**

※他、環境事務所、森林管理局、交通・ 通信事業者等。集客施設や山小屋の 管理者も可。

必要に応じて追加

協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、<u>一連の警戒避難体制</u> について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移 を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

|噴火警戒レベル

消防

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、 避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載(義務)】

【都道府県】(第5条)

- 1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の 発令・伝達(都道府県内)
- |2. 右の2. 3を定める際の基準 |
- 3. 避難・救助に関する広域調整

【市町村】(第6条)

- 1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(市町村内)
- 2. 立退きの準備等避難について市町 村長が行う通報等(噴火警戒レベル)
- 3.避難場所・避難経路 4.集客施設・要配慮者利用施設の 2.名称・所在地
- 5. 避難訓練・救助

【市町村長の周知義務】(第7条)

火山防災マップ の配布等により、 避難場所等、円 滑な警戒避難の 確保に必要な事 項を周知



【火山防災マップの例(桜島)】

【避難確保計画の作成義務】(第8条)

集客施設(ロープウェイ駅、ホテル等)や<u>要配慮者利用施設</u>の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定(第13条)

避難施設緊急整備計画の 作成(第14条)

<都道府県知事>

※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等 の作成(第19条)

<都道府県知事>

※農林水産物の被害を防除 するための施設の整備等

降灰除去事業の実施(第22条)

<市町村>

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定(第23条)

降灰防除事業の実施(第24条~26条)

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- ○自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務(第11条)
- ○治山・治水事業の推進(第27条) ○人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進(第29条)
- ○研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保(第30条)

栗駒山登山道の安全対策について

平成31年3月14日 岩手県環境生活部自然保護課

1 栗駒山の硫化水素濃度上昇に伴う経過

(1) 今年度の対応

昭和湖付近で硫化水素濃度に高い値が出ているとの情報を平成30年8月1日に受け、一関市と協議して次の対策を行った。

- 昭和湖付近の立入制限ロープ及びベンチを2~3m昭和湖から離す方向に移設
- ・ 注意喚起の看板を、昭和湖付近の3箇所と須川ビジターセンター、須川温泉登山口に設置

(2) 岩手県の火山活動に関する検討会での発言内容(平成30年12月19日開催。第59回。)

- ・ 地震活動・地殻変動とも大きな変化はなく、落ち着いた状態で推移
- ・ 昭和湖付近においては、平成30年6月6日から9月4日に連続観測をしたところ、硫化水素 濃度が瞬間最大で241ppmと高い観測結果となっており、注意が必要
- ・ 当該濃度は、非常に危険であり対応が必要

(3) 有識者との意見交換

上記検討会後の12月下旬から1月中旬に総合防災室とともに個別に有識者を訪問し、意見を聴取した結果は次のとおり

- 昭和湖付近を避けつつ現道を活用する場合は、ガス監視を確実に行うことが課題。
- ・ 迂回ルート開設までは警告回転灯も併用し、登山者への周知が必要。
- ・ 立山(富山県)、草津(群馬県)では、ガス濃度観測で登山道閉鎖している例もある。
- ・ ガス濃度が高いのは1時間程度であるため、現道を活用しつつモニタリングし、登山者へ注意 喚起を図ってはどうか。
- 昭和湖付近ガス濃度は無風時が高く、南西の風があると低くなる。
- 昭和湖を通るルートはリスクが高いことから別ルートを考えた方が良いのではないか。

2 他の火山における事例

(1) 草津白根山(群馬県草津町役場から聞き取り)

町により年4回の定期観測を実施し、警報装置による危険状態の周知を行いながら登山道を利用させていたが、草津白根山の火山活動による活発化により入山規制中。

(2) 立山地獄谷 (環境省立山管理官事務所から聞き取り)

硫化水素濃度は常時検出されているため、大地獄谷歩道の通行を禁止。(亜硫酸ガスが発生していることも考慮。)

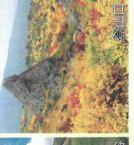
このほか、風向き等により火山ガスの流入が予想される登山道に関しては注意喚起を実施。

3 今後の対応方向

- (1) 各委員との意見交換により、昭和湖に近づかせないことが危険を回避する上で重要との意見があったことから、登山者の人命保護を最優先とする観点で、昭和湖を通過する登山道を終日通行止めとすることとし、当分の間、地獄谷・昭和湖を通行しない産沼コースを迂回ルートとする。
- (2) そのため、山開き前に昭和湖を通過する登山道の入り口にバリケードなど進入禁止措置を講ずるとともに、迂回ルートと併せ、登山者及び観光関係者等への周知を行う。
- (3) また、産沼コースについて、平成31年4月以降の雪融け状況を見ながら刈り払いや標識など安全対策を行う。

登山出来ることも魅力です。 年に水蒸気爆発を起こ 栗駒山は宮城県、秋 来ます。また、5 626mの人気骨川 果駒!





の 周辺の人気観光スポッ



●JR一ノ関駅から岩手県交通 バス厳美渓行で21分 ●須川高原温泉から車で54分

国の名勝天然記念物で岩 手屈指の絶景。名物「空飛

ぶだんご」も必見です。

約2kmに渡って続く優雅に 流れる砂鉄川と断崖絶壁の 風景を舟旅で堪能できます。

で31分、下車後徒歩5分 ●須川高原温泉から中で1時 間30分 ●JR一ノ関駅からJR大船渡線

日登山道以外の立ち入りは禁止されてい

4自分で出したごみは持ち帰りましょう。

⑤地震や地鳴りなどの異変を感じたら速

やかに下山してください。

果 動口へのアクセス

約1時間30分	44bm 約1時間	
— / 関駅⇔須川温泉 岩手県交通—関営業所 1m 0191-23-4250	一関 I C⇔須川温泉	
バス	車	

お問い合わせは

100

栗駒山観光についての (一社)一関市観光協会(駅案内所) 東野山観光についての 一関市野前 1 m 0191-23-2350

山を呼びかけますので、その際は直ちに

下山しましょう。

■火山活動に異常が認められた場合は、 入山者に対しヘリコプターやラジオで下

・悪駒山は活火山

栗駒山は1944年に水蒸気爆発を起こ 気象庁の常時観測火山に指定されてい 現在も地震活動や噴気活動が認められ、 った活火山です。

硫化水素は、卵が腐ったような臭いが

火山ガスに注意しましょう。

) 火山ガスに注意

二酸化硫黄は、ツンとして鼻や喉に刺

激があります。

昭和湖や地獄谷では有害な火山ガスが 噴出しています。

二酸化炭素は、めまいや呼吸困難を

感じます。

活火山である以上、活動が急変すること も理解した上で登山を楽しみましょう。

気象庁ホームページにリンク

すぐに下山するようにしましょう。



火山活動状況が確 状況を確認しましょ う。横のQRコードで 登山前には火山活動

日本火山学会 編 「安全に火山を楽しむために」バンフレットより参照 近づかない! 山ガスが沢沿いに溜まって ることがあるので風のない時 は立ち止まらない!

認できます。

●登山ルートで危険な場所は事前にチェ ックしておきましょう。

■登山スケジュールは余裕をもって立てま

2人山前に必ず、須川高原温泉内にある

登山者名簿に記入しましょう。

■草木を折ったり、持ち帰らないようにし

- ●登山前に火山の状態や天候をチェック しましょう。
- り装備はしっかり準備しましょう。 下の項目で確認しましょう。

ロリュックサック	□魯□靴	
□帽子・ヘルメット	## 	三面河
□水·飲料	□食料(おやつ)	<u>ا</u>
□携帯ラジオ	□携帯電話	
□登山地図·地形図	□防寒具	
□ヘッドランプ	□タオル	□交換用電池
□非常薬	□ゴ≒綾	

日本火山学会 編 「安全に火山を楽しむために」パンフレットより参照

楽しむために



栗駒山は、恵まれた自然と火山の営みの両 この冊子は2017年に栗駒山火山防災協 普段でも有毒な火山ガスが噴出している場 しかし、突発的に水蒸気爆発が発生したり、 方を楽しむことができる美しい山です。 所もある活火山です。

ザードマップを踏まえ、登山者の方々が安 全に登山を楽しめるように防災情報を盛り 議会が作成した水蒸気爆発を想定したハ 込んだ登山ガイドマップを作成しました。

(問い合わせ先:019-629-5155) 写 真 提 供:一関市商工労働部商業観光課 画:岩手県 総務部 総合防災室 データ提供:栗駒山火山防災協議会 出

作:岩手県立大学 総合政策学部 (一社)—関市観光協会

修:岩手県立大学 総合政策学部 3年伊藤一輝

教授 伊藤 英之(火山学)

2018年3月

※この刑子は、平成29年度岩手県立大学地域提際型地域協働研究(ステージII)の 助成を受けて作成しました。

果助山でル菜気爆発が「発生した場合の (A) A CONTRACTOR OF THE CO

栗駒山の噴火の特徴

凡例

最新の研究によると、栗駒山は約1万年以内に少なくとも12回の水蒸気爆発を繰り返してきたことがわかっています。(栗駒山水山的災路離金)

果駒山の水茶気爆発の特徴として、火口が移動する、火山が移 して、火口が移動する、火山灰や大きな噴石が周辺に降り注ぐ、 火口から直接高温の泥流が噴出するなどがあげられます。



もし噴火に遭遇したら・・・

- 大きな岩かげなどに隠れて、 ヘルメットやリュックサックなどで頭を守りましょう。
- しましょう。 ゴーグニが抜かば善田ニ

・火山灰を吸い込まないように

- ゴーグルがあれば着用して、 目を守りましょう。
- 火口から直接泥流が流れて ゼッタ沢などの沢に流れ込む ことがあります。谷や沢には 近づかないようにしましょう。 下山中にゼッタ沢を渡らなければならないときは、十分に ればならないときは、十分に 注意しましょう。

